東松山市緊急通報システム利用申請書

年 月 日

東松山市長宛て

 住
 所
 東松山市

 上
 五

70

利用者続柄

東松山市緊急通報システムを利用したいので、下記のとおり申請します。

記

電話番号

	住所	東松山市								
利用者	氏名				電	話番号	()		
	生年月日	年	月	日生	(歳)				
利用を希望する 理 由										
	名	電話番号		病歴(持病)			血液型		 型	
かかりつけの 医療機関										
	氏名		電話番号		住所			続柄	年齢	鍵
親族等連絡先										
	・NTTアナログ電話回線									
電話回線	その他()

○身体状況

慢性疾患について	有・:	無	有	•	無		
受圧状态に ブー	通	院	無	•	時々	•	定期的
日常生活について	歩	行	普通	•	やや不自由	•	不自由
	階段の昇	早降	普通	•	やや不自由	•	不自由
	入》	谷	普通	•	やや不自由	•	不自由
	聴った	カ	普通	•	やや不自由	•	不自由
	視った	カ	普通	•	やや不自由	•	不自由
その他の障害							

○住居の状況

住宅の構造		居宅の状況	階	畳
所有の状況	持家・	借家 •	アパート・	マンション

○緊急通報システム利用に当たり、下記事項について同意します。

記

- 1 装置一式を適切な管理の下に使用し、他の目的には使用しないこと。
- 2 住居の鍵を連絡先のいずれかに預けること。
- 3 設置業者、比企広域消防本部、地区民生委員へ個人情報を提供すること。
- 4 装置の設置、撤去等により、住宅の床や壁等に傷、変色等が生じても責任を問わないこと。
- 5 緊急通報を発したときや、関係機関等からの連絡に対して応答がないときは、関係機関等の住宅内への立入りを認めること。また、住宅内への立入りに際し、やむを得ず住宅等の一部に破損が生じても責任を問わないこと。
- 6 本体装置及びペンダント等は貸与品であり、利用終了時には速やかに返却すること。また、 当該貸与品を破損・亡失した場合は、その損害を賠償すること。
- 7 <u>NTT アナログ電話回線以外の電話回線を利用した場合</u>に発生する可能性がある不具合について、東松山市及び関係機関に対し責任を問わないこと。

(携帯型通報装置を利用する場合)

- 8 携帯型通報装置の使用方法(充電・受発信方法)を理解し、利用すること。
- 9 設置時に通報テストを行い、自宅敷地内の利用できる場所のみで利用すること。
- 10 通信会社の通信障害等で利用できない場合があること。